

兵庫県立大学

令和4年度
教職課程自己点検・評価報告書

令和5年4月
総合教育機構 教職教育センター

目 次

I 教職課程の現状及び特色

- 1 設置課程
- 2 特色

II 実施方針

- 1 趣旨
- 2 点検・評価の実施内容と方法
- 3 点検・評価の体制
- 4 実施時期
- 5 結果の取り扱い

III 項目ごとの自己点検評価

- 1 学科レベル
- 2 大学レベル
- 3 特色ある科目

IV 今後の見通し

【資料】

I 教職課程の現状及び特色

1 設置課程

兵庫県立大学は、平成 16 年に神戸商科大学、姫路工業大学、兵庫県立看護大学の兵庫県立 3 大学が統合して開学した。平成 25 年には公立大学法人化された。令和 4 年現在、6 学部、9 研究科、5 附置研究所、附属高等学校・中学校を擁する公立総合大学となっている。本大学の特徴の 1 つは、キャンパスが兵庫県全体に所在していることである。学部を設置しているキャンパスは、東より神戸商科キャンパス（神戸市西区）、明石看護キャンパス（明石市）、姫路環境人間キャンパス（姫路市）、姫路工学キャンパス（姫路市）、播磨理学キャンパス（上郡町：播磨科学公園都市）である。令和 4 年度の入学定員は、学部全体で 1,267 名、研究科博士前期課程全体で 460 名、同博士後期課程全体で 78 名である。令和 4 年 5 月現在の専任教員数は 524 名である。

令和 4 年現在、開設されている教職課程は表 1 の通りである。1 種免許課程が工学部、理学部、環境人間学部、看護学部の各学科に設置されている。専修免許課程は、会計研究科、工学研究科、理学研究科、看護学研究科の各専攻に設置されている。過去には、旧経済学部、旧経営学部（以上、現在の国際商経学部）に高校地理歴史科、公民科、商業科、中学校社会科の課程が開設され、社会科学研究科に改編前の研究科各専攻では以上科目の一部の課程が開設されていた。また、環境人間学部には高校情報科の課程が開設されていた。そして工学研究科には、中学校・高校の数学および理科の課程が開設されていた。

表 1 兵庫県立大学で取得できる教員免許（令和 4 年度）

免許	学部	学科	免許状の種類	免許	研究科	専攻	免許状の種類	
一 種 免 許 状	工	電気電子情報工学科	中一種免（数学）	専 修 免 許 状	社会科学	会計専門職専攻	高専免（商業）	
			高一種免（数学）			工学	電気物性工学専攻	高専免（工業）
			高一種免（工業）				電子情報工学専攻	高専免（工業）
		機械・材料工学科	中一種免（数学）				機械工学専攻	高専免（工業）
			高一種免（数学）				材料・放射光工学専攻	高専免（工業）
			高一種免（工業）				応用化学専攻	高専免（工業）
		応用化学工学科	中一種免（理科）				化学工学専攻	高専免（工業）
			高一種免（理科）				理学	物質科学専攻
			高一種免（工業）		高専免（数学）			
			中一種免（数学）		高専免（理科）			
			高一種免（数学）		生命科学専攻	中専免（理科）		
			中一種免（理科）			高専免（理科）		
	高一種免（理科）	高専免（理科）						
	生命科学科	中一種免（理科）	看護学	看護学専攻	養教専免			
		高一種免（理科）						
	環境 人間	環境人間学部 環境人間学科	中一種免（保健体育）					
			高一種免（保健体育）					
			栄教一種免					
	看護	看護学科	養教一種免					

2 特色

兵庫県立大学は、「新しい時代の進展に対応しうる確固たる専門能力と幅広い教養とを備えた人間性豊かな人材の育成」を設置理念とし、「教育」「研究」「社会貢献」を基本的使命としている。これらの大学の使命を果たすべく、「確固たる専門能力」と「幅広い

教養」を兼ね備え、教育実践力の基礎を身につけた人間性豊かな教員の養成を図っている。

上記の教員養成理念を実現するために、以下の 3 つの力の修得を学修目標としている。

- ・磨き続ける力：公共の精神と倫理観をもって、教職者としての自己を磨き続ける力
- ・教え、寄り添う力：教科や教職に関する専門知識に基づき、教え、寄り添う力
- ・協働する力：幅広い教養を備え、他者の価値観を尊重しつつ、協調、協働する力

教職課程は、これらの学修目標を達成するために、教育の基礎的理解に関する科目等や各学部・研究科の専門分野に基づく科目を<教職への意欲醸成><教科・教職の専門的知識獲得><教育実践力養成>が図れるよう順序・系統立てて編成し、実施している(図1)。

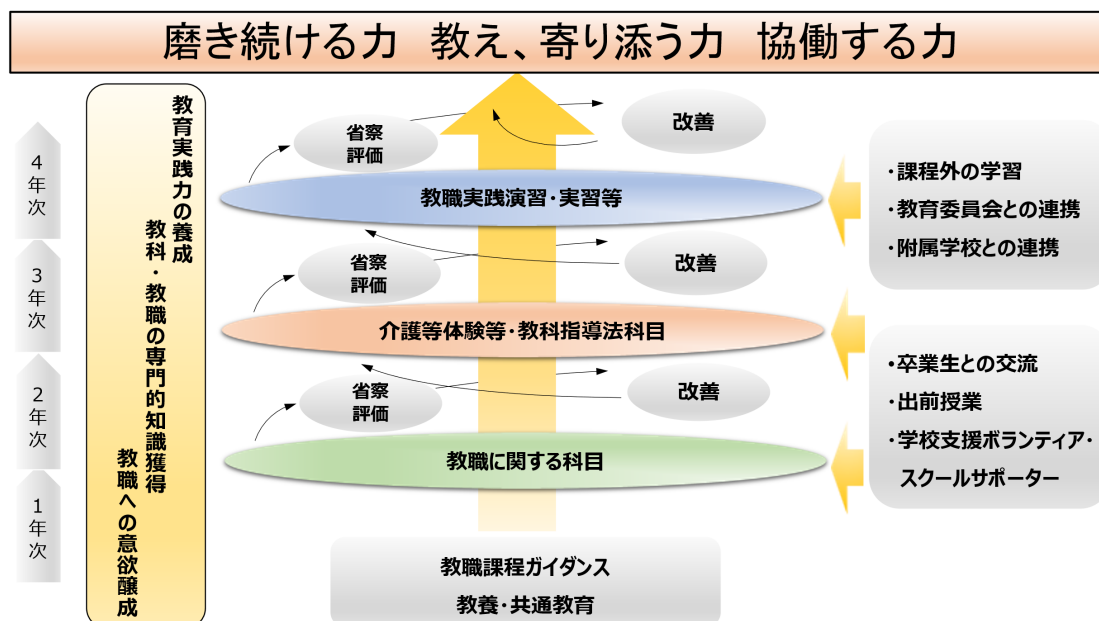


図1 兵庫県立大学全学教職課程の学修目標達成のためのフロー

本学において取得可能な免許状は、表1の通り、数学、理科、工業、保健体育、栄養、養護の1種免許状、数学、理科、養護、商業の専修免許状であり、健康関連・理工系に特化しているのが特徴である。

特に健康関連に関しては、養護教諭の専修免許状を取得できる兵庫県内の国公立大学は4校で、近畿圏の公立大学は2校のみ、保健体育の1種免許状を取得できる公立大学は、全国にわずか2校(令和4年5月1日現在)しか存在しない。さらに、本学は令和4年4月、先端医療工学研究所を開設して、すべての学部、研究科、研究所が医療ヘルスケアと融合し、新しい医療工学分野の開拓を目指す研究を進めており、高度医療健康分野の高度専門職人材を養成するための教育資源を有している。

また、本学には、公立大学としては希少な附属中学校・高等学校という有力な資源がある。附属の中学校や高等学校を有する大学は、国立大学の中でも高等師範学校を前身校とする大学や中核的な教員養成大学等に限られており、数は多くない。

以上のように、本学は、看護分野、健康福祉および食栄養の強み、附属学校という学校現場とのつながりがある。今後、教職教育センターが中心となり、そうした強みを最大限活かした教育プログラムを開発して、実践的指導力の基礎を強固にし、教育課程の特色化・高度化を図っていく。

II 実施方針

1 趣旨

本学の教職課程の運営にあたっては、本学および各学科・専攻の教員の養成目標に照らし、カリキュラム、授業方法、教職指導、学修成果、内外機関との連携などの状況を検証し、継続的に教育の質の維持、向上と改善に努める必要がある。また教育職員免許法施行規則第 22 条の 8 では、「認定課程を有する大学は、当該大学における認定課程の教育課程、教員組織、教育実習並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする」とされている。法令に則り、自己点検・評価を実施し、その結果を公表しなければならない。

教職教育センターが核となり、教職教育センター会議や課程を置く学科・専攻と連携の上で実施する教職課程に関する自己点検を適切かつ効果的に実施するため、基本的な枠組みを定める。

教育職員免許法施行規則第 22 条の 7 に「2 以上の認定課程を有する大学は、当該大学が有するそれぞれの認定課程の円滑かつ効果的な実施を通じて当該大学が定める教員の養成の目標を達成することができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする」とある。本学においては全学組織である教職教育センターが核となり自己点検を取りまとめ、教職教育センター会議が結果とその評価について協議する。

2 点検・評価の実施内容と方法

- (1) 自己点検・評価は、「大学レベル」「学科・専攻レベル」「授業科目レベル」の 3 層において実施する。中央教育審議会教員養成部会・教職課程の質保証のためのガイドライン検討会議「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン」（令和 3 年 5 月 7 日）に基づき、本学における教職教育の体制を考慮しながら設定された大項目、小項目および評価基準において実施する。各層において表 2 に掲げる大項目ごとに設けられた小項目の単位で実施する。またそれぞれの小項目に設けられた評価基準に照らして、自己点検・評価を実施する。
- (2) 自己点検・評価の実施にあたっては、評価基準に則した根拠資料・データ（エビデンス）に基づき行うことを原則とする。自己点検・評価に継続性と実効性を持たせるために、法令に定められた公表事項に限らず、評定、アンケート結果や履修カルテなど、各種データの継続的な把握と蓄積に努める。
- (3) 本学教職課程の目的・目標に照らして、積極的に評価できる点、現状の維持に努める点や改善を要する点について現状分析と自己評価を行い、改善を要する点については対応の方向性を示す。
- (4) 教職教育センター会議に参画する教職員だけでなく、教職科目を担当する教員、課程を設置する学科の教職員や学外関係者などの客観的な視点を可能な範囲で組み入れる。
- (5) 本年度の自己点検・評価は、1 種免許課程を設置する学科において実施する。

表2 自己点検・評価の点検項目と評価規準（兵庫県立大学）

大項目	大学全体レベル		学科等レベル① (教職科目を担当するの専任教員が所属する)		学科等レベル② (教職科目を担当するの専任教員が所属しない)		授業科目レベル	
	小項目	評価基準	小項目	評価基準	小項目	評価基準	小項目	評価基準
①教育理念・学修目標	大学全体の教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定状況	具体的かつ明確な形で設定されているか、教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画と3つの方針との関係が必要に応じて意識されているか等	学科等の教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定状況	具体的かつ明確な形で設定されているか、教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画と3つの方針との関係が必要に応じて意識されているか等	学科等の教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定状況	具体的かつ明確な形で設定されているか、教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画と3つの方針との関係が必要に応じて意識されているか等		
	教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定プロセス	学生や採用権者の意見の考慮、所在する都道府県・政令指定都市教育委員会の策定する教員育成指標との関係性の考慮が行われているか等						
	教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の見直しの状況	各学科専攻等の自己点検・評価の結果、社会情勢や教育環境の変化等を踏まえた適切な見直しが行われているか等	教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の見直しの状況	一人一人の学生が教職課程での学修を通じて得た自らの学びの成果（以下「学修成果」という。）適切な見直しが行われているか等	教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の見直しの状況	一人一人の学生が教職課程での学修を通じて得た自らの学びの成果（以下「学修成果」という。）適切な見直しが行われているか等		
②授業科目・教育課程の編成実施	複数の教職課程を通じた授業科目の共通開設など全学的な教育課程の編成状況	複数の教職課程間における授業科目の共通開設は、開設に責任を負う学科等の強み・特色を生かしつつ適切に行われているか等	学科等における教育課程の体系性	法令及び教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画と対応し必要な授業科目が開設され適切な役割分担が図られているか、教職課程以外の科目との関連性が適切に確保されているか等	学科等における教育課程の体系性	法令及び教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画と対応し必要な授業科目が開設され適切な役割分担が図られているか、教職課程以外の科目との関連性が適切に確保されているか等	授業科目の到達目標の設定状況	(教職専門科目) 法令、教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画、学習指導要領及び教職課程コアカリキュラムへの対応が図られているか等 (教科専門科目) DP・CPを念頭に置いた対応が図られているか等
							シラバスの作成状況	教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画と授業科目との関係（以上、教職専門科目に限る）、教職に関わる科目であることを意識した授業科目の目的と到達目標、内容と方法、計画になっているか、成績評価基準、等が明確に記載されているか等
	教職課程の授業科目の実施に必要な施設・設備の整備状況	ICT（情報通信技術）環境（オンライン授業含む）、模擬授業用の教室、関連する図書など、教職課程の授業科目の実施に必要な施設・設備が整備されているか等	ICTの活用指導力など、各科目を横断する重要な事項についての教育課程の体系性	例えば、教員として身につけることが必要なICT活用指導力の全体像に対応して各科目間の役割分担が適切に図られているか、到達目標や学修量が適切な水準となっているか等				授業科目の到達目標に応じ、少人数のアクティブ・ラーニングやICTを活用した新たな手法を導入し、「考える」「話す」「行動する」などの多様な学びをもたらす工夫が行われているか等
	いわゆるキャップ制の設定状況	1単位あたりの学修時間を確保する上で有効に機能しているか等						
	大学全体の教育課程の充実・見直しの状況	学修成果や自己点検・評価の結果等を踏まえて充実が図られ、適切な見直しが行われているか等	学科等における教育課程の充実・見直しの状況	学修成果や自己点検・評価の結果等を踏まえて充実が図られ、適切な見直しが行われているか等	学科等における教育課程の充実・見直しの状況	学修成果や自己点検・評価の結果等を踏まえて充実が図られ、適切な見直しが行われているか等	授業科目の見直しの状況	学修成果や自己点検・評価の結果等を踏まえて充実が図られ、適切な見直しが行われているか等
	大学全体の教職実践演習及び教育実習等の実施状況	教職課程において特に重要な役割を果たす教職実践演習、教育実習（学校体験活動含む）は、事前指導・事後指導を含め、大学の主体的な関与の下で適切に行われているか等	教職実践演習及び教育実習等の実施状況	教職課程において特に重要な役割を果たす教職実践演習、教育実習（学校体験活動含む）は、事前指導・事後指導を含め、大学の主体的な関与の下で適切に行われているか等				

③学修成果の把握・可視化	成績評価に関する全学的な基準の策定・公表の状況	成績評価基準に基づく評語と授業科目ごとに定められている到達目標の達成水準との関係等が明らかにされているか等	教員の養成の目標の達成状況（学修成果）を明らかにするための情報の設定及び達成状況	教員の養成の目標の達成状況を明らかにするための情報（例えば、卒業時の教員免許状の取得状況や教職への就職状況のほか、所在する都道府県・政令指定都市教育委員会の策定する教員育成指標や「教学マネジメント指針」を参考としつつ各大学において設定することが考えられる。）が適切に設定されており、それがどの程度達成されているか、教職実践演習に向けた「履修カルテ」を適切に活用できているか等	教員の養成の目標の達成状況を明らかにするための情報（例えば、卒業時の教員免許状の取得状況や教職への就職状況のほか、所在する都道府県・政令指定都市教育委員会の策定する教員育成指標や「教学マネジメント指針」を参考としつつ各大学において設定することが考えられる。）が適切に設定されており、それがどの程度達成されているか、教職実践演習に向けた「履修カルテ」を適切に活用できているか等	成績評価の状況	各授業科目の到達目標に照らしてできるだけ定量的又は定性的に達成水準を明らかにし、厳格に点数・評語に反映することができているか、公正で透明な成績評価という観点から達成水準を測定する手法やその配点基準があらかじめ明確になっているか等	
	授業評価アンケートの実施状況の把握	個々の授業科目の見直しに繋がるFDの機会を活用できるように、効果的な授業評価アンケートの作成・実施が行えているか等				授業評価アンケートの実施状況	授業科目の見直しに活用できるように、効果的な授業評価アンケートの作成・実施が行えているか等	
④教職員組織	教員の配置の状況（全学的な評価）	教職課程認定基準（平成13年7月19日教員養成部会決定）で定められた必要専任教員数を充足しているか等	教員の配置の状況	教職課程認定基準（平成13年7月19日教員養成部会決定）で定められた必要専任教員数を充足しているか等	教員の配置の状況			
	教員の業績等（全学的な評価）	担当授業科目に関する研究実績の状況、担当教員の学校現場等での実務経験の状況等	教員の業績等（教職専門・教科専門）	担当授業科目に関する研究実績の状況、担当教員の学校現場等での実務経験の状況等	教員の業績等（教科専門）			
	職員の配置状況・委員会組織	教職課程を適切に実施するため、事務組織を設け、必要な職員数を配置できているか等	学科等の職員の配置状況・委員会組織	教職課程を適切に実施するため、事務組織を設け、必要な職員数を配置できているか等	学科等の職員の配置状況・委員会組織	教職課程を適切に実施するため、事務組織を設け、必要な職員数を配置できているか等		
	FD・SDの実施状況	いわゆる教科専門の授業科目を担当する教員や実務家教員も含め、教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画への理解をはじめ教職課程を担う教員として望ましい資質・能力を身に付けさせるためのFD・SDが確実に実施されているか、適切な内容（例えば、教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の共有のほか、「教学マネジメント指針」（IV）を参考としつつ内容を検討することも考えられる。）が実施できているか、実際に参加が確保できているか等						

⑤ 情報公表	学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第172条の2のうち関連部分、教育職員免許法施行規則第22条の6に定められた情報公表の状況	法令に定められた情報公表が学外者にもわかりやすく適切に行えているか等						
	学修成果に関する情報公表の状況	大学が必要な資質・能力を備えた学生を育成できているかどうかを、エビデンスとともに説明できているか等						
	教職課程の自己点検・評価に関する情報公表の状況	根拠となる資料やデータ等を示しつつ、わかりやすい自己点検・評価の評価書を公表することができるか						
（学生の受け入れ・学生支援） ⑥ 教職指導	教職課程を履修する学生の確保に向けた取組の状況	教職課程に関する積極的な情報提供の実施ができているか、教員の養成の目標に照らして適切に学生を受け入れているか等	教職課程を履修する学生の確保に向けた取組の状況	教職課程に関する積極的な情報提供の実施ができているか、教員の養成の目標に照らして適切に学生を受け入れているか等	教職課程を履修する学生の確保に向けた取組の状況	教職課程に関する積極的な情報提供の実施ができているか、教員の養成の目標に照らして適切に学生を受け入れているか等		
	学生に対する履修指導の実施状況	必要な体制や施設・設備を整えた上で、個々の学生の教職に対する意欲を踏まえつつ、学生に教職課程の履修に当たって学修意欲を喚起するような適切な履修指導が行えているか、「履修カルテ」を適切に活用できているか等	学生に対する履修指導の実施状況	必要な体制や施設・設備を整えた上で、個々の学生の教職に対する意欲を踏まえつつ、学生に教職課程の履修に当たって学修意欲を喚起するような適切な履修指導が行えているか、「履修カルテ」を適切に活用できているか等	学生に対する履修指導の実施状況	必要な体制や施設・設備を整えた上で、個々の学生の教職に対する意欲を踏まえつつ、学生に教職課程の履修に当たって学修意欲を喚起するような適切な履修指導が行えているか、「履修カルテ」を適切に活用できているか等		
	学生に対する進路指導の実施状況	学生に教職への入職に関する情報を適切に提供するなど、学生のニーズに応じたキャリア支援体制が適切に構築されているか等	学生に対する進路指導の実施状況	学生に教職への入職に関する情報を適切に提供するなど、学生のニーズに応じたキャリア支援体制が適切に構築されているか等	学生に対する進路指導の実施状況	学生に教職への入職に関する情報を適切に提供するなど、学生のニーズに応じたキャリア支援体制が適切に構築されているか等		
	卒業生に対する教職支援の実施状況	教職への入職を希望する卒業生に対して情報を適切に提供する、リカレント教育の実施など、卒業生のニーズに応じたキャリア支援体制が適切に構築されているか等	卒業生に対する教職支援の実施状況	教職への入職を希望する卒業生に対して情報を適切に提供する、リカレント教育の実施など、卒業生のニーズに応じたキャリア支援体制が適切に構築されているか等	卒業生に対する教職支援の実施状況	教職への入職を希望する卒業生に対して情報を適切に提供する、リカレント教育の実施など、卒業生のニーズに応じたキャリア支援体制が適切に構築されているか等		

⑦ 関係 機関 等 と の 連 携	教育委員会や各学校法人との連携・交流等の状況	教員の採用を担う教育委員会や各学校法人と適切に連携・交流を図り、地域の教育課題や教員育成指標を踏まえた教育課程の充実や、学生への指導の充実につなげることができるか 等					
	教育実習等を実施する学校との連携・協力の状況	教育実習を実施する学校と適切に連携・協力を図り、実習の適切な実施につなげることができるか、学校体験活動や学習指導員としての活動など学校現場での体験活動を行う機会を積極的に提供できているか 等	教育実習等を実施する学校との連携・協力の状況	教育実習等を実施する学校と適切に連携・協力を図り、実習の適切な実施につなげることができるか、学校体験活動や学習指導員としての活動など学校現場での体験活動を行う機会を積極的に提供できているか 等	教育実習等を実施する学校との連携・協力の状況	教育実習等を実施する学校と適切に連携・協力を図り、実習の適切な実施につなげることができるか 等	
	学外の多様な人材の活用状況（卒業生含む）	学外の諸機関との連携の下、教育課程を充実するために学外の多様な人材を実務経験のある教員又はゲストスピーカー等として活用することができるか 等	学外の多様な人材の活用状況（卒業生含む）	学外の諸機関との連携の下、教育課程を充実するために学外の多様な人材を実務経験のある教員又はゲストスピーカー等として活用することができるか 等	学外の多様な人材の活用状況（卒業生含む）	学外の諸機関との連携の下、教育課程を充実するために学外の多様な人材を実務経験のある教員又はゲストスピーカー等として活用することができるか 等	学外の多様な人材の活用状況（卒業生含む） （回答任意）

3 点検・評価の体制

(1) 教職センター（仮称）設置準備委員会の設置

教職課程の質の向上のためには、大学が自らの責任で大学の教職課程の活動について点検・評価し、その結果をもとに改革・改善に努めるとともに、その結果を社会に情報公表し、教職課程の質を自ら保証する内部質保証体制が必要である。

授業科目や専任教員の共通化の範囲を拡大することに伴い、教職課程全体として責任の所在が不明確となるなど、教職課程の質が低下することとならないよう、全学的な観点から教職課程の運営を実施できる組織体制を備え、全学的な組織が中心となって、自主的に教職課程の水準を維持・向上させていく仕組みの確立が必要となる。

今般、本学においては、教育職員免許法施行規則改正（令和4年4月1日施行）により、全学的に教職課程を実施する全学組織を整備し、また、教職課程の自己点検・評価が義務化されたことに伴い、自己点検・評価の観点や全学的に教職課程を実施する組織体制の在り方を検討するため、教職センター（仮称）設置準備委員会（以下「準備委員会という。」）を設置した。※準備委員会の設置要綱等は、別添資料のとおり。

(2) 各学科規程と体制の整備

準備委員会では、全学的な教員養成の理念や目標達成に向けた計画を策定した上で、本学の教職課程における自己点検・評価に係る方針等を審議した。また、学位プログラムレベルでの内部質保証の推進ができるように、各学科における教員養成の理念及びその体制整備を行った。なお、各部局における教員養成の理念については、教育職員免許法施行規則第二十二條の六に基づき、本学のホームページに公表し、学修者の目線に立ち、本学学生が自身の所属する該当ページを確認できるように整備した。

（参考）教育職員免許法施行規則 第二十二條の六

（情報公開）

認定課程を有する大学は、次に掲げる教員の養成の状況についての情報を公表するものとする。

- 一 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること。
 - 二 教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関すること。
 - 三 教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること。
 - 四 卒業者（専門職大学の前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）の教員免許状の取得の状況に関すること。
 - 五 卒業者の教員への就職の状況に関すること。
 - 六 教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること。
- 2 前項の規定による**情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行う**ものとする。

(3) 指示体系の整備

令和5年度より、全学の教職課程の管理運営に関する組織的な指導體制を確立し、教職課程の質向上及び県教委等と連携強化を図るため、「教職教育センター」を設置した。

教職課程の内部質保証体制の確立に当たっては、「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン（令和3年5月7日 教職課程の質保証のためのガイドライン検討会議）」を参照しつつ、教職教育センターにおいて、

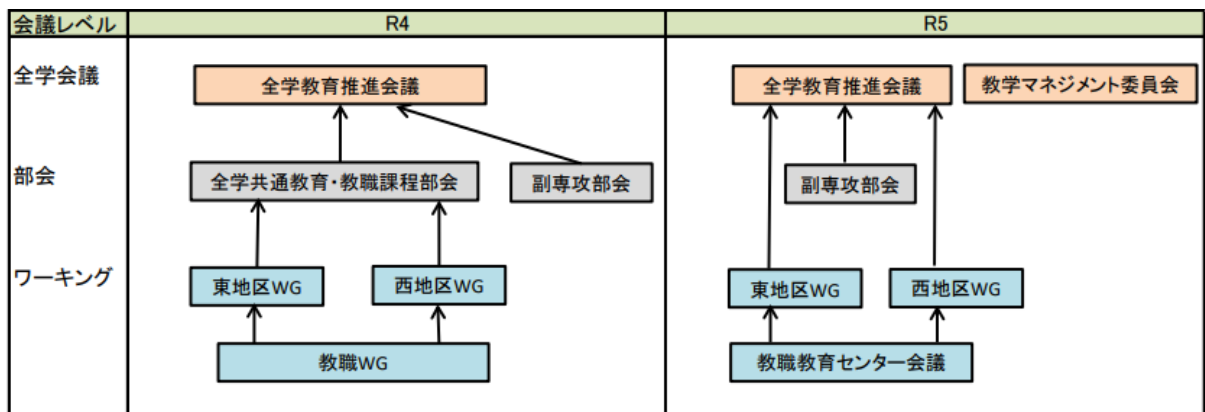
教職課程における内部質保証を推進することとした。

また、教職教育センターの設置に伴い、これまでの教職ワーキンググループを廃止し、教職課程に関する業務を教職教育センターで実施することとし、教職教育センターの運営に係る重要事項の審議、情報共有等のため、「センター会議」を設置し、自己点検・評価は、本センター会議を中心に審議する。※会議の構成員は、別添資料のとおり。

また、「教学マネジメント指針」（令和2年1月22日中央教育審議会大学分科会）の内容を十分意識することが適当であるため、教学マネジメント委員会の構成員として、教職教育センターのセンター長が参画し、大学本部との連携を図る。

具体的な業務については、全学共通教育との連携調整が引き続き必要であるため、教職教育センターの教員が、東西地区のワーキンググループに引続き参画するとともに、関係キャンパスに事務処理面での協力を得られるよう調整することとした。

(参考) 総合教育機構の体制図



4 実施時期

大学全体の内部質保証を審議する「教学マネジメント委員会」の動向等を踏まえて、大学本部との連携を図り、教職課程における教育の質向上を図る。

内部質保証の取組に関し、教育改革・改善は適宜実施されることが望ましいことから、教職教育センター長の判断に基づき、適宜必要に応じて、自己点検・評価を実施する。

なお、自己点検・評価に関する報告書の取りまとめは、大学機関別認証評価の受審サイクル（6年毎に受審）の中間時期（3年毎に実施）に実施することを基本とする。

5 結果の取り扱い

- (1) 教職教育センター会議は、教職教育センターが取りまとめた自己点検・評価の結果について審議する。
- (2) 教職教育センター、教職課程を設置する学科・専攻および各授業科目の担当者は、自己点検の結果を踏まえ、教育の質の維持、向上と改善を図る。
- (3) 教職課程の運営の可視化のため、「大学レベル」および「学科・専攻レベル」の自己点検の結果（個人情報など公表に相応しくない箇所を除く）は、本学のホームページにて公開する。

Ⅲ 項目ごとの自己点検・評価

1 学科レベル

教職課程の自己点検・評価の実施は今回が初めてであり、法令改正を伴い新規の対応を求められた事項がある。学科レベルの自己点検項目のなかには、今回に限って教職教育センター設置準備委員会が引き受けた項目、今回の自己点検・評価を受けて次回以降具体的に点検・評価をしていくべき項目もある。具体的には、以下の表3および表4に示した各項目である。

なお現在本学では教職課程履修に当たって、全学的にキャップ制は導入していない。また学科レベルにおいて同一名称の授業科目を複数の教員が分担して開講する事例がない。そのため、大項目「②授業科目・教育課程の編成実施」の小項目「いわゆるキャップ制の設定状況」および大項目「③学修成果の把握・可視化」の小項目「成績評価に関する共通理解の構築」については、該当しないため自己点検・評価を実施していない。

表3 今回は教職教育センター設置準備委員会が自己点検・評価を引き受けた項目

大項目	小項目
①教育理念・学修目標	教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定プロセス
②授業科目・教育課程の編成実施	I C Tの活用指導力など、各科目を横断する重要な事項についての教育課程の体系性
④教職員組織	F D・S Dの実施状況
⑦関係機関等との連携	教育委員会や各学校法人との連携・交流等の状況

表4 次回以降の自己点検・評価を実施する項目

大項目	小項目
①教育理念・学修目標	学科等の教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の見直しの状況
②授業科目・教育課程の編成実施	学科等における教育課程の充実・見直しの状況
③学修成果の把握・可視化	教員の養成の目標の達成状況（学修成果）を明らかにするための情報の設定及び達成状況

(1) 工学部各学科

工学部では、従来から学務課を中心とした教職課程を分掌する事務組織が設けられており、必要な職員が配置されている。これを下敷きとして教員もコミットメントする教職課程運営組織として、令和4年度において教職課程担当者会議を設置し規程を制定した。設置された教職課程担当者会議を中心として、各学科の自己点検・評価を実施した。教職教育センター設置準備委員会からの依頼に応じて、各学科（研究科各専攻を含む）における教員養成目標と目標を達成するための計画を策定した。カリキュラムマップを作成し、教

育課程の体系化を図った。教職員組織については、必要な専任教員が充足していることを確認した。また科目を担当する上での専門的な業績についても、更新されたリサーチマップを通して確認された。

教職指導に関して、「教職課程を履修する学生の確保に向けた取組の状況」については高校生向け進学説明会で教員免許を取得できることを説明しており、入学時のオリエンテーションにおいても教職課程の概略を説明している。「学生に対する履修指導の実施状況」については、年1回、翌年度教育実習希望の3年次学生を対象に窓口にて履修指導をしている。また3年次前期成績発表時点で翌年度教育実習希望者の履修状況を確認し指導している。「学生に対する進路指導の実施状況」については、進路指導教員が就職活動ガイダンスで説明すると共に個別にも対応している。また、キャリアセンターにおいても一部の対応をしている。「卒業生に対する教職支援の実施状況」については、現在実施できていない。改善の方向として、オリエンテーションにおける説明をより充実させ、教員としての就職を希望する学生には個別対応する。また卒業生に対する情報提供が十分ではないため、姫路工学キャンパス教職課程担当者会議が主体となり、教職教育センターとも連携しながら改善を図っていくこととする。

関係機関等との連携に関して、「教育実習等を実施する学校との連携・協力の状況」については、教育実習生の所属研究室の指導教員が実習先と連絡を取り、授業の参観などを実施している。「学外の多様な人材の活用状況（卒業生含む）」について、理科、数学、工業の指導法科目では高等学校等で教育を実践してきた人物を非常勤講師として招聘している。また附属高等学校との交流を推進している。改善の方向として、教育実習を実施する学校との連絡を密にとり、その交流を高度化していく。また学外との連携に関しては、教職教育センターの協力を仰ぎつつ実施に移していく。

(2) 理学部各学科

理学部では従来から学務課に職員が配置され、教職課程の運営については教務委員会が担当していたが、令和4年度において教職課程担当者会議を設置し規程を制定した。設置された教職課程担当者会議を中心として、各学科の自己点検・評価を実施した。教職教育センター設置準備委員会からの依頼に応じて、各学科（研究科各専攻を含む）における教員養成目標と目標を達成するための計画を策定した。カリキュラムマップを作成し、教育課程の体系化を図った。教職員組織については必要な専任教員を充足していることを確認し、また科目を担当する上での専門的な業績についても確認された。今後は設置された教職課程担当者会議が中心となって、より充実した対応を図る。シラバスの改良を図り、学位プログラムの専門科目の内容が、教科に関する専門的事項に関する科目として教職課程にも関わっていることを明示する。

教職指導に関して、「教職課程を履修する学生の確保に向けた取組の状況」については4月に行われるガイダンスで教務委員長が教職課程について説明している。「学生に対する履修指導の実施状況」については、教育実習ガイダンスで教務委員長が実習の心構えについて講話している。「学生に対する進路指導の実施状況」については、各自治体からの説明会の案内や資料配布等をユニバーサルパスポート等で周知している。「卒業生に対する教職支援の実施状況」については、実施実績がない。改善の方向として、履修カルテを

作成して、履修指導に活用する。また教職への入職を希望する卒業生に対しても、在生と同様の情報が提供できるように、データベースを構築する。

関係機関等との連携に関して、「教育実習等を実施する学校との連携・協力の状況」については、指導教員の実地訪問、あるいは指導教員からの文書を送付している。「学外の多様な人材の活用状況（卒業生含む）」について、教員（卒業生）による教員志望者セミナーを開催している。改善の方向として、就職対策室主催の就職セミナーで教職関連の内容を増やす対応を取る。

(3) 環境人間学部（栄養教諭免許課程・保健体育免許課程）

環境人間学部では、教職課程を分掌する必要な職員が配置されている。令和4年度には教職課程運営組織として教職課程担当者会議を新設し規程を制定した。設置された教職課程担当者会議を中心として、各学科の自己点検・評価を実施した。教職教育センター設置準備委員会からの依頼に応じて、各学科（研究科各専攻を含む）における教員養成目標と目標を達成するための計画を策定した。カリキュラムマップを作成し、教育課程の体系化を図った。教職員組織については、必要な専任教員を充足していることを確認した。また科目を担当する上での専門的な業績についても、10年以内に担当科目に関する業績を有していない教員がないことを確認した。

「授業科目・教育課程の編成実施」の「教職実践演習及び教育実習等の実施状況」に関して、保健体育免許課程の教職実践演習では、教職経験を有する他大学の教員および教職課程の指導に当たっている他大学の教員からオンラインでレクチャーを受ける機会を設けている。他学年の教職希望者も聴講できるように配慮している。

教職指導に関して、「教職課程を履修する学生の確保に向けた取組の状況」については、栄養教諭免許課程では食環境栄養課程新入生全員に、入学時にガイダンスと履修希望調査を実施している。保健体育免許課程では、新入生および2年生を対象としてオリエンテーション時に教職課程のガイダンスについて説明した上で、履修希望者には別時間で詳細を説明する時間を設けている。また入学後の学生に加えて、入学前の学生に対する教職課程の見える化に対する取り組みとして、教職課程および関連教員の情報を発信するHPを作成している（<https://sportssciencehse.wixsite.com/sports-science-shse>）。「学生に対する履修指導の実施状況」については、栄養教諭免許課程では1年生で2回、2年生で1回実施する履修希望調査・履修状況調査において、履修者を把握している。また2年生の4月以降、ガイダンスや個別の履修指導を実施している。保健体育免許課程では、1年生、2年生に対する教職課程希望者に対する個別ガイダンスにおいて、履修指導を実施している。また、教職必修の授業内（健康基礎実習1～3、保健体育科指導法）およびゼミごとに個人の意欲に応じた指導を実施している。「学生に対する進路指導の実施状況」について、栄養教諭免許課程では就職ガイダンスにおいて、採用試験に合格した4年生が次の学年に対策を伝えたり、栄養教諭として活躍している卒業生の話を聞く機会を設けたりしている。また教員採用試験への準備として、エントリーシート記入支援や集団面接対策をキャンパスキャリアセンターや教員が実施したり、面接対策として学校関係者などに面接練習を依頼し、キャンパスキャリアセンターで実施している。1次試験合格者を対象に、8月中に模擬授業の個別指導を実施している。保健体育免許課程では、キャリアセンターとの協力のもとキ

キャリア形成の支援を行うとともに、学務課前に掲示されているボランティア活動の募集などの情報を適宜提供している。「卒業生に対する教職支援の実施状況」については、栄養教諭免許課程では卒業生 ML を作成し、就職情報を提供している。卒業生の科目等履修の支援や、教員採用試験の支援（面接練習、模擬授業等）をしており、採用実績もみられる。保健体育免許課程では、教職を希望している者に対して卒業後の勤務状況の把握や教員採用試験の受験状況などを確認するとともに、希望者に対して実技試験対策（実技練習）の指導を実施している。現在、教職履修者が減少傾向にあるが、改善の方向として保健体育免許課程では「教職課程の見える化」を掲げている。HP の作成などにより 1 年で 400 件程度のアクセスがあり一定の効果はみられる。2021 年から実施している取り組みであり、今後成果として現れてくることが期待されている。また、オリエンテーションなどでの積極的な呼びかけなどにより、潜在的な教職に対するニーズの取りこぼしが無いように注意していくとともに、広報活動にも精力的に取り組んでいく。

関係機関等との連携に関して、「教育実習等を実施する学校との連携・協力の状況」について、栄養教諭免許課程では教育実習がスムーズに進むよう、学生に「教育実習先訪問内容の報告書」を提出させ、学生と情報共有しながら、教育実習先への連絡や依頼・挨拶、巡回等を学科教員が実施している（なお学校現場での体験活動を行う機会は、新型コロナウイルス感染症のため学校側から受入不可とされている）。保健体育免許課程は、教育実習での受入れ以外に連携協力ができるわけではない。「学外の多様な人材の活用状況（卒業生含む）」について、栄養教諭免許課程では姫路市教育委員会の栄養教諭、被災した学校の栄養教諭、特別支援学校の栄養教諭、卒業生の栄養教諭など、多様な人材に、ゲストスピーカーとして、講義を依頼している。保健体育免許課程では、上記したように教育実践演習において外部からの支援を受けた。また卒業生が来学する際には教職履修学生に声掛けを行い、学校現場での話などを聞く時間を設けている。改善の方向として保健体育免許課程では、現在、学部の近隣の小学校・中学校・高等学校にアポイントを取り、連携協力について模索している。教育実習に限らず、学校現場での体験活動ができる体制を構築するための方法について模索中である。

(4) 看護学部養護教諭免許課程

看護学部では従来から学務課に職員が配置され、教職課程の運営については教務委員会の下にある教職課程小委員会が主に担当していたが、令和 4 年度において、研究科をともにする地域ケア開発研究所とともに明石看護キャンパス教職課程運営小委員会を設置し規程も新たに制定した。設置された運営小委員会を中心として、各学科の自己点検・評価を実施した。教職教育センター設置準備委員会からの依頼に応じて、各学科（研究科各専攻を含む）における教員養成目標と目標を達成するための計画を策定した。カリキュラムマップを作成し、教育課程の体系化を図った。教職員組織については必要な専任教員を充足していることを確認し、また科目を担当する上での専門的な業績についても確認した。またリサーチマップでの公表も求め、更新状況を確認した。現状の維持に努めていくとともに、新規採用教員への上記内容の周知も図っていく。

「授業科目・教育課程の編成実施」の「教職実践演習及び教育実習等の実施状況」に関して、事前事後指導・実習ともに十分な時間数を確保している。不足分の代替措置も確保

している。実践演習では、履修カルテを活用しながら、専門教員と教職担当教員が連携して実施できている。教職実践演習では、関係のできた実習先に依頼して特別講義も実施している。現状を維持するとともに、改善の方向として、今回策定された教員養成目標・改訂された履修カルテに基づいて学修成果を点検・評価して教職指導に活かしていく。また今回の自己点検評価の結果、社会からのニーズや学生の学修成果を踏まえて、教育課程の編成の再編や新規免許科目の設置を積極的に検討していく。

教職指導に関して、「教職課程を履修する学生の確保に向けた取組の状況」については、オープンキャンパス等の学生募集の際に、免許が取得可能であることをアピールしている。実績として免許が取得可能であることが周知されており、広範囲より受験者が集まっている状況がある。入学時のガイダンスで、担当教員より詳しい説明を実施している。「学生に対する履修指導の実施状況」については、半年に1回、全学年別にガイダンスを開催している。教職課程の教育の質的維持を目途として、2年生後期に教職履修者の選考の実施している。3年次以降、養護教諭の実務経験がある専任教員を中心に個別・集団指導を実施している。「学生に対する進路指導の実施状況」については、教員や学務課を通じて、必要時に都度実施している。卒業生や外部機関からの情報提供を受けて周知をしている。外部機関からの情報提供は、本学指定でなされる実績もある。令和4年度においては兵庫県教育委員会による養護教諭志望者に特化した採用説明会も実施した。「卒業生に対する教職支援の実施状況」については、大学院で社会人学生を受け入れている。また学部からのストレートでの進学者も毎年数名いる。定期的に養護教諭向けのリカレント教育を実施している。看護職に就いた免許取得者への教職入職の相談にも、随時応じている。卒業生を対象とした教員採用試験対策講座も実施している。現状の維持に努めていくとともに改善の方向として、新設される教職教育センターの特任教員や、地域ケア開発研究所に設ける教職教育センター分室を活用した教職指導の充実に努める。2年次後期の実習履修者選考時に、本人の教職への意思を十分に確認する体制を築いていく。卒業生の大学院入学やリカレント教育の機会をより充実化させる。関係機関等との連携に関して、「教育実習等を実施する学校との連携・協力の状況」については、実習開始前に実務経験のある教員が、実習実施に際しての留意事項や要望を具体的に聞いている。実習中や終了後も連絡調整を複数回行っている。実習校におけるボランティア活動への要望も受け付けている。「学外の多様な人材の活用状況（卒業生含む）」について、複数の科目で実施できている。またガイダンス時などにボランティア活動の受け入れ先（たとえば、明石市のこども財団）からのオリエンテーションを実施し、参加への意欲を高める取り組みをしている。その際には、事前に施設と面談等を通して調整をしている。ただし、外部講師の招聘に教員研究費の使用が認められていないため、招聘を断念している場合も見られる。現状を維持するとともに、改善の方向として必要な範囲において外部講師招聘に対する教員研究費等からの予算措置の検討を求め、外部機関との連携や教育の一層の充実を目指す。

2 大学レベル

学科レベルでの自己点検・評価を踏まえ、また全学の教職課程を統括する独自の視点を踏まえて、教職教育センター設置準備委員会では表5のように大学レベルでの自己点検・評価を実施し、教育の質の維持と改善の方向を示した。

表5 自己点検・評価の観点に即した現状の評価(大学レベル)

大項目	小項目	自己点検・評価	質の維持と改善の方向
① 教育理念・学修目標	大学全体の教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定状況	<p>令和4年度に大学の教員養成理念を改訂した。改訂した理念に基づき、3つの学修目標を策定した。さらに学科専攻単位での教員養成目標を策定し、授与免許と学位プログラムとの相当関係を再確認をした。そして3つの学修目標と各学科の教員養成目標に照らして、教職課程履修のカリキュラムマップを改訂した。</p> <p>令和4年度になされた全学 DP の見直しを受けて、教職科目の全学 DP への位置づけの見直しをした。</p>	<p>○策定した教員養成目標等の実施状況の評価しつつ、適切な時期に点検と見直しを検討していく。</p> <p>○全学 DP との関係性をさらに精査する。</p> <p>○各学科専攻の3つのポリシーと学修目標との関連性をさらに精査していく。</p> <p>○近隣自治体の策定した教員育成指標や社会情勢を踏まえて、適切な時期に点検と見直しと検討していく。</p>
	教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定プロセス	大学の教員養成理念および学修目標の策定にあたっては、兵庫県および神戸市が策定した教員育成指標を参考にした。	
	教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の見直しの状況	大学の教員養成目標、3つの学修目標、各学科の教職課程カリキュラムマップに基づき、令和4年度において、社会情勢を踏まえつつ、履修カルテの全面的な見直しと改訂を行った。	
② 授業科目・教育課程の編成実施	複数の教職課程を通じた授業科目の共通開設など全学的な教育課程の編成状況	<p>令和5年度に予定されている、認証評価の準備作業と併せてシラバスの点検・見直しを実施した。教職教育センターの設置準備にあたって、西地区の「教育の基礎的理解に関する科目等」の環境人間キャンパスへの集約を検討した。</p> <p>「生徒指導論」については、求められる資質能力に共通性がみられる養護・栄養での共通開講を実施し、内容に特色を持たせている。</p> <p>環境人間学研究科における保健体育および栄養教諭の専修免許課程の新設準備に当たっては準備委員会</p>	<p>○新設される教職教育センターの設備の充実を図っていく。</p> <p>○GIGA スクール化に対応した設備の更新を図っていく。</p> <p>○最新のカリキュラムや授業方法に対応できる設備の更新、図書の実態について、教職教育センターを中核として図っていく。</p> <p>○社会的に求められる免許課程の新設を検討する。</p>

		の支援の上で、研究科の枠を超えた科目提供がなされた。	
	教職課程の授業科目の実施に必要な施設・設備の整備状況	従来より多キャンパス同時開講のための、遠隔授業システムを運用している。ユニバーサルパスポートを活用した、資料配布、課題のやり取り、質疑応答を実施している。環境人間キャンパスに ICT を十分に活用できる教室を設置した。	
	いわゆるキャップ制の設定状況	該当しない。	
	大学全体の教育課程の充実・見直しの状況	令和5年度に認証評価が予定されている。この結果を受けて、見直しを図っていく。令和4年度にはその準備作業としてカリキュラム・シラバスの点検を実施した。	
	大学全体の教職実践演習及び教育実習等の実施状況	教職実践演習、教育実習は、事前指導・事後指導を含め、大学の主体的な関与の下で適切に実施できていることを確認した。教育実習の時間数が不足している場合は、補充を実施している。 令和5年度より、「大学が独自に設ける科目」として「教育実践体験」という学校体験活動に類する科目を設けることになった。	
③学修成果の把握・可視化	成績評価に関する全学的な基準の策定・公表の状況	令和5年度シラバスの作成の過程で、行動に基づく到達目標の設定、到達目標の達成水準と対応した評語、評価基準に関する全シラバスの点検と見直しを担当教員の責任に基づき実施した。シラバスは公開されている。	○令和5年度の認証評価の結果を受けて、成績評価の基準を見直していく。 ○授業アンケートの回収率の向上のための対応について大学本部と協力しながら検討していく。 ○授業評価の結果を教職課程全体のFDに生かしていく。
	授業評価アンケートの実施状況の把握	各科目の担当教員は、授業評価の結果を受けた改善策等のコメントを公表している。 全学的な課題として、回答率の低さが課題となっている。効果的なFDや	○履修カルテを積極的に活用しながら、教育課程の充実や見直しの状況を点検していく。

		授業評価のために方法の見直しを図っていく必要がある。	
④ 教職員組織	教員の配置の状況 (全学的な評価)	教職課程認定基準で定められた必要専任教員数を充足していることを確認した。	○欠員が生じないように人事計画を図る。
	教員の業績等 (全学的な評価)	担当授業科目に関する研究実績の状況、担当教員の学校現場等での実務経験の状況について、令和4年度において教職課程に位置づけられる科目担当教員の全員に対して照会し、妥当であることを確認した。	○専門領域の偏りがでない教員配置、教職教育センター運営を円滑化できる教員配置を図る。 ○教職課程の質の維持に連なる、関連研究業績の蓄積を図る。 ○教職課程に関わる新任教員へのガイダンスなどを通じた周知を図っていく。
	職員の配置状況・委員会組織	令和4年度にキャンパス単位での教職課程の運営に当たる委員会を設置し、規程を定めた。また、令和5年度より運営にあたる全学組織の設置に向けた準備作業を実施し、本部の総合教育機構に教職教育センターを設置することになり、専任の教員と事務職員の配置ができることになった。	○「教科の指導法に関する科目」について、非常勤講師の依存度が高いため、新規採用する教職教育センターの専任教員を中心として、非常勤講師への依存度を低下させていく。
	FD・SDの実施状況	令和4年度において、教職課程として初めてのFD・SD研修を実施した。教職科目に携わる教員、事務職員より広く参加を募った(参加者20名弱)。ICT化が進んでいる姫路市内の県立高校を訪問し、授業見学や教員からのヒアリングを実施した。	○各キャンパスでの教職運営組織、教職教育センター、大学本部の事務分掌を整理し、効果的な教職課程運営を実現していく。 ○教職課程の高度化に資するFD ○SD研修を実施していく。
⑤ 情報公表	学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第172条の2のうち関連部分、教育職員免許法施行規則第22条の6に定められた情報公表の状況	学校教育法施行規則第172条の2のうち関連部分、教育職員免許法施行規則第22条の6に定められた情報公表をできている。	○令和4年度に実施した自己点検・評価や教員養成目標等の策定 ○改訂の運用状況をエビデンスとして蓄積し、適切な時期に詳細な説明をしていく。
	学修成果に関する情報公表の状況	法定事項に基づき、教職への就職状況を公開している。 教職教育センターのHPを作成中である。教職に就いた卒業生の声を掲載する予定である。	○令和5年度より教職課程専用HPを設け、その核としての教職教育センターHPにおいて、内外の関係者、受験生、卒業生に対して学修成果に関わるオープン

		令和4年度に策定・改訂した教員養成目標、学修目標、履修カルテ等に根拠とする説明については、未実施である。	な情報提供ができるように努める。
	教職課程の自己点検・評価に関する情報公表の状況	令和4年度に自己点検・評価を全学的に実施した。評価書は令和5年度の早い時期に、教職教育センターのHPに公開する。	
⑥教職指導(学生の受け入れ・学生等支援)	教職課程を履修する学生の確保に向けた取組の状況	従来の教職課程WGの機能は、各学科のカリキュラム調整に留まっており、長期的な視野に基づく、計画的な運営ができていなかった。各学科専攻における取り組みには大きな差異がある。	○令和5年度に設置される教職教育センターでは、各学科専攻と連携の上で計画的な履修学生募集をするとともに、センター専任教員・幹事教員を核として、教職専任教員がいない学科専攻への重点的な支援をしていく必要がある。
	学生に対する履修指導の実施状況	従来の教職課程WGの機能は、各学科のカリキュラム調整に留まっており、長期的な視野に基づく、計画的な運営ができていなかった。各学科専攻における取り組みには大きな差異がある。また履修指導は、個別の教員の考え方と努力に依存していた。	○令和5年度に設置される教職教育センターでは、各学科専攻・所属教員と連携の上でオリエンテーションなどの計画的な履修指導、進路指導、情報収集をするとともに、センター専任教員・幹事教員を核として、教職専任教員がいない学科専攻への重点的な支援をしていく必要がある。
	学生に対する進路指導の実施状況	従来の教職課程WGの機能は各学科のカリキュラム調整に留まっており、長期的な視野に基づく計画的な運営ができていなかった。各学科専攻における取り組みには大きな差異がある。履修指導は個別の教員の考え方と努力に依存していた。令和4年度には設置準備委員会によるスタートアップ的な取り組みとして、採用説明会情報の募集を本部を通して実施した。また、看護キャンパス独自で開催した兵庫県教委の採用説明会について他学科からの参加も募った。	○令和5年度に設置される教職教育センター(明石看護キャンパス設置の分室含む)では、各学科専攻・所属教員と連携の上で卒業生のつながりづくり、リカレント教育や大学院進学支援など計画的な支援をする必要がある。その際、可能であれば新長田の新設拠点の活用も考慮する。
	卒業生に対する教職支援の実施状況	従来の教職課程WGの機能は、各学科のカリキュラム調整に留まっており、長期的な視野に基づく、卒業生への支援も含めた計画的な運営ができていなかった。各学科専攻における	○学生や入学希望者に支援内容や活動実績が伝わりやすくするため、教職課程専用HPにおいて

		<p>取り組みには大きな差異がある。また支援は、個別の教員の努力に依存していた。</p>	<p>「教職課程の見える化」を図っていく。</p>
⑦ 関係機関等との連携	<p>教育委員会や各学校法人との連携・交流等の状況</p>	<p>教職教育センターの設置に関わって兵庫県教育委員会からヒアリングを実施、組織の充実に向けた助言を受けた。そして教職教育センターの運営において人事をはじめとする継続的な交流をすることになった。</p> <p>定期的に国立大学法人兵庫教育大学との交流を図り、情報共有に努めている。</p>	
	<p>教育実習等を実施する学校との連携・協力の状況</p>	<p>従来の教職課程 WG の機能は、各学科のカリキュラム調整に留まっていたため、教育実習の実施については全学的には関与していなかった。外部機関との連携協力については各学科専攻における取り組みには大きな差異がある。また支援は、個別の教員の努力に依存していた。</p> <p>令和5年度に設置される教職教育センターでは、専任教員と幹事教員が、「大学が独自に設ける科目」として「教育実践体験」を設け、学生の体験活動を支援していく予定である。</p>	<p>○教職教育センターに採用した、公立学校校長経験者を核として関係機関等との連携を深めていく。また兵庫県教委や周辺の教員養成大学等との連携(カリキュラム開発など)を高度化していく。</p> <p>○各学科専攻・所属教員と連携の上で外部機関等との連携、学校インターンシップやボランティア活動の仲介など計画的な学生支援をする。</p> <p>○教員・在学生・卒業生によるアルムナイ・ネットワークの構築、OB/OG との交流会などを教職教育センターが先導する。</p> <p>○外部講師の招聘に関する予算措置を各学科専攻に求める。</p>
	<p>学外の多様な人材の活用状況(卒業生含む)</p>	<p>従来の教職課程 WG の機能は、各学科のカリキュラム調整に留まっていたため、外部機関との連携協力については各学科専攻や個別の教員に依存していた。科目単位では卒業生などのゲストスピーカーを招いた授業実践をしている。令和5年度設置の教職教育センターでは、専任教員として公立学校の校長経験者を採用する予定である。</p> <p>外部講師の招聘については、積極的姿勢がみられるものの予算措置の裏付けがないために実施できていないという意見があった。</p>	

IV 今後の見通し

- (1) 令和 5 年度に、姫路環境人間キャンパスに教職教育センターが開設される。総合教育機構の 1 部門として位置づけられ、センター長、副センター長 2 名、特任教員、事務嘱託員の教職員体制で発足する。教職教育センターには講義室 1 室、演習室兼会議室 1 室、事務室 1 室、教員研究室 1 室が設けられる。明石看護キャンパスの地域ケア開発研究所の地域ケア開発室を教職教育センター分室として位置づけ、必要に応じて、利用する。
- (2) 法令において公表が義務付けられている情報について、データの蓄積をするとともに適切な時期に情報の更新をしていく。
- (3) 今回の自己点検・評価の結果を受けて、改善を要する点については順次、検討・計画し、実施に移していく。
- (4) 次回の教職課程における自己点検・評価については、兵庫県公立大学法人第二期中期計画（平成 31 年 4 月～令和 7 年 3 月）の終了時期を踏まえ、実施することとする。

【資料】

兵庫県立大学教職センター（仮称）設置準備委員会設置要綱

兵庫県立大学総合教育機構規程

兵庫県立大学教職教育センター規程

各学科における教職課程の運営規程

兵庫県立大学 令和4年度 教職課程自己点検・評価報告書

令和5(2023)年4月

編集：兵庫県立大学総合教育機構教職教育センター

編集担当教員：教職教育センター長 教授 尾崎公子（環境人間学部）

同副センター長 教授 竹内和雄（環境人間学部）

同副センター長 教授 池田雅則（看護学部）

同 特任教授 西川雅秀

編集担当所管課：兵庫県立大学本部 教育改革課

発行：兵庫県公立大学法人 兵庫県立大学 総合教育機構 教職教育センター

兵庫県立大学教職センター（仮称）設置準備委員会設置要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、兵庫県立大学教職センター（仮称）設置準備委員会（以下「準備委員会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 準備委員会は、自己点検評価に基づく教職課程の維持・向上を図るために全学的な観点から教職課程を運営する組織である「兵庫県立大学教職センター（仮称）」（以下「センター」という。）を設置することをその目的とする。

（所掌事務）

第3条 準備委員会は、次に掲げる事項を審議し、又は実施する。

- （1）センター設置に係る規程等の制定及び改廃に関すること。
- （2）センター設置に係る拠点等の整備に関すること。
- （3）センター設置に係る常勤又は非常勤の教職員の採用等に関すること。
- （4）全学的な教員養成の目標、目標達成に向けた計画及び自己点検評価に係る方針の策定に関すること。
- （5）センター専用ホームページの制作に関すること。
- （6）その他センター設置に関すること。

（組織等）

第4条 準備委員会は、次に掲げる職を置く。

- （1）委員長
 - （2）副委員長
 - （3）幹事
 - （4）委員
- 2 委員長は、教育担当の副学長をもって充てる。
 - 3 副委員長及び幹事は、委員長が指名する。
 - 4 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
 - 5 副委員長は、委員長の職務を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
 - 6 委員長及び副委員長共に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。
 - 7 副委員長の任期は1年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 8 委員は、次に掲げる者とする。
 - （1）委員長が指名する教職に関する科目を担当する教員
 - （2）教職課程を設置する学部及び研究科から選出された教員
 - （3）本部事務局副局長兼経営企画部長
 - （4）本部事務局副局長兼教育企画部長
 - （5）姫路環境人間キャンパス経営部長
 - （6）姫路環境人間キャンパス経営部学務課長
 - （7）その他委員長が必要と認めた者

(会議)

第5条 準備委員会は、委員長が招集する。

- 2 準備委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 準備委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 準備委員は、事故その他やむを得ない理由により委員会に出席できないときは、あらかじめ委員長の承認を得て、代理人を出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が審議に必要があると認めた場合は、委員会の同意を得て、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第7条 準備委員会の所掌事務を具体的に検討する組織として幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、第4条第1項で定める幹事及び同条第8項第3号から第6号で定める委員をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。
- 4 幹事長及び副幹事長は、幹事会構成員の互選により選出する。
- 5 幹事長は、幹事会の会務を総理し、幹事会を代表する。
- 6 副幹事長は、幹事長の職務を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、副幹事長がその職務を代理する。
- 7 幹事長及び副幹事長共に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ幹事長の指名する者が、その職務を代理する。
- 8 幹事長及び副幹事長の任期は1年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 9 幹事は、事故その他やむを得ない理由により幹事会に出席できないときは、あらかじめ幹事長の承認を得て、代理人を出席させることができる。

(庶務)

第8条 準備委員会及び幹事会の事務は、本部事務局教育改革課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、準備委員会及び幹事会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和4年3月7日制定)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

**兵庫県立大学教職センター（仮称）設置準備委員会
委員一覧**

準備委員会での 役職	委員		
	学部・研究科等	役職	氏名
委員長	本部	副学長	高坂 誠
副委員長	環境人間学部	教授	尾崎 公子
幹 事	環境人間学部	教授	尾崎 公子
	環境人間学部	准教授	竹内 和雄
	看護学部	教授	池田 雅則
委 員	工学部	教授	乾 徳夫
	工学研究科		
	理学部	教授	住山 昭彦
	理学研究科		
	環境人間学部	講師	山口 裕毅
	看護学部	教授	古川 恵美
	看護学研究科		
	社会科学研究科	教授	頼 誠
	本部事務局	副局長兼経営企画部長	八軒 浩司
	本部事務局	副局長兼教育企画部長	内堀 幸造
	姫路環境人間キャンパス	経営部長	森安 秀和
姫路環境人間キャンパス	学務課長	大塚 加奈江	

兵庫県立大学総合教育機構規程

目次

第1章 総則（第1条～第4条）

第2章 全学教育推進会議（第5条～第12条）

第3章 運営委員会（第13条）

第4章 雑則（第14条・第15条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 兵庫県立大学総合教育機構（以下「機構」という。）は、兵庫県立大学（以下「大学」という。）の全学共通教育、防災教育、教職課程教育等の教育方針に関する企画立案、実施並びに評価を行うほか、教育改革等に関する調査、研究及び企画、副専攻の設置、調整、認定等を行うことにより、大学教育の質の向上を図り学士力を育成することを目的とする。

（業務）

第2条 機構は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 大学教育の推進のための全学的な取組に関すること。
- (2) 大学教育の改革及び教学マネジメントの推進に関すること。
- (3) 全学共通教育、防災教育に係る教育課程に関すること。
- (4) 専門教育と全学共通教育の連携に関すること。
- (5) 遠隔授業の実施に関すること。
- (6) 教職課程教育に係る教育課程に関すること。
- (7) 副専攻の設置、調整、認定に関すること。
- (8) 防災教育及び研究に関すること。
- (9) 関係機関との連携及び調整に関すること。
- (10) その他前条の目的を達成するために必要なこと。

（防災教育研究センター）

第3条 第2条に係る事項のうち防災教育に関するものを一体的かつ効果的に実施するための組織として、機構内に防災教育研究センターを置く。

2 防災教育研究センターに関する規程は、別に定める。

（教職教育センター）

第3条の2 第2条に係る事項のうち、教職課程教育に関するものを一体的かつ効果的に実施するための組織として、機構内に教職教育センターを置く。

2 教職教育センターに関する規程は、別に定める。

（教学マネジメントセンター）

第3条の3 第2条に係る事項のうち、教学マネジメントの推進に関するものを一体的かつ効果的に実施するための組織として、機構内に教学マネジメントセンターを置く。

2 教学マネジメントセンターに関する規程は、別に定める。

(組織等)

第4条 機構に、次に掲げる職を置く。

- (1) 機構長
- (2) 副機構長（東地区担当）
- (3) 副機構長（西地区担当）
- (4) 防災教育研究センター長
- (5) 教職教育センター長
- (6) 教学マネジメントセンター長

2 機構長は、学長の申出に基づき、理事長が任命する。

3 学長は、副学長の中から機構長を指名し、前項の申出を行う。

4 機構長は、機構の業務を総括する。

5 副機構長は、機構長の指名に基づく学長の申出に基づき、理事長が任命する。

6 副機構長は、機構長の職務を補佐し機構長が指示する機構の重要な業務を掌理する。

7 防災教育研究センター長は、減災復興政策研究科長をもって充てる。

8 防災教育研究センター長は、大学の防災教育に関する業務を掌理する。

9 教職教育センター長は、機構長が指名し、理事長が任命する。

10 教職教育センター長は、大学の教職課程教育に関する業務を掌理する。

11 教学マネジメントセンター長は、機構長をもって充てる。

12 教学マネジメントセンター長は、大学の教学マネジメントの推進に関する業務を掌理する。

13 副機構長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合は、前任者の残任期間とする。

14 機構長は、機構長の特命事務を処理するため、機構長補佐を置くことができるものとする。

15 機構長補佐の任期は、別に定める。

16 第1項及び第10項に掲げる職のほか、機構に常勤又は非常勤の教員等を置くことができる。

第2章 全学教育推進会議

(全学教育推進会議)

第5条 機構の業務に係る重要な事項（教学マネジメントに関することを除く。）について、審議・調整するため、全学教育推進会議を置く。

(審議事項)

第6条 全学教育推進会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育課程の改革の企画、実施及び評価に関すること。
- (2) FD及びSD等の教育改革の企画、実施及び評価に関すること。
- (3) 全学共通教育に係る教育課程の編成及び実施に関すること。（担当教員（非常勤講師を含む。）の選定及び委嘱に関すること、時間割に係る基本的な方針の作成、学部間調整、遠隔授業の実施に関することを含む。）
- (4) 教職課程教育に係る教育課程の編成及び実施に関すること。

- (5) 副専攻に係る調整、履修認定及び修了認定に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、機構の業務に係る重要な事項。

(組織)

第7条 全学教育推進会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 機構長
- (2) 副機構長
- (3) 学部及び研究科の教務委員会等部局の教務を担当する組織を代表する教員
- (4) 事務局長
- (5) 事務局教育企画部長
- (6) その他機構長が必要と認めた者

(任期)

第8条 前条第3号に掲げる委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第9条 全学教育推進会議に議長を置く。

- 2 議長は、機構長をもって充てる。
- 3 議長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第10条 全学教育推進会議は、議長が招集する。

- 2 全学教育推進会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 全学教育推進会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員は、事故その他やむを得ない理由により全学教育推進会議に出席できないときは、あらかじめ議長の承認を得て、代理人を出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第11条 議長が必要と認めた場合は、全学教育推進会議の同意を得て、委員以外の者を全学教育推進会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(部会)

第12条 全学教育の企画・検討・調整のため、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 前項の部会は議長が設置することとし、設置した部会の運営に関する事項は、別に定める。

第3章 運営委員会

(運営委員会)

第13条 機構の円滑な運営を行うため、公立大学法人兵庫県立大学教授会規程(平成25年公立大学法人兵庫県立大学規程第78号)第2条第2項に規定する委員会として、総合教育機構運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

- 2 運営委員会に関する規程は、別に定める。

第4章 雑則

(庶務)

第14条 機構の庶務は、事務局教育企画部大学教育改革室教育改革課が行う。

(補則)

第15条 この規程に定めるもののほか、機構の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則(平成28年3月31日改正)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則(平成29年7月1日改正)

- 1 この規程は、平成29年7月1日から施行する。
- 2 平成29年7月1日に任命される副機構長の任期は、第4条第9項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。ただし再任を妨げない。
- 3 平成29年7月1日に任命される委員の任期は、第8条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。ただし再任を妨げない。

附則(平成31年3月1日改正)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則(令和2年3月23日改正)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附則(令和3年2月19日改正)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則(令和3年2月19日改正)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則(令和3年7月26日改正)

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

附則(令和5年3月3日改正)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

兵庫県立大学 教職教育センター規程

(趣旨)

第1条 この規定は、兵庫県立大学総合教育機構規程（平成25年兵庫県立大学規定第86号）第3条の2第2項の規定に基づき、兵庫県立大学教職教育センター（以下「センター」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 教職課程に係る企画・立案・運営及び全学的な調整に関すること。
- (2) 教職課程に係るカリキュラムの研究・開発・編成に関すること。
- (3) 教職課程の内部質保証に係る自己点検・評価及び改善に関すること。
- (4) 教職課程に係るFD・SDの実施に関すること。
- (5) 教育実習・介護等体験活動の企画・運営に関すること。
- (6) 教職相談・就職支援に関すること。
- (7) 教職課程に係る学外機関との調整・連携に関すること。
- (8) その他センターの業務を実施するために必要なこと。

(組織等)

第3条 センターは、次に掲げる職を置く。

- (1) センター長
 - (2) 副センター長
- 2 副センター長は、センター長が指名する。
- 3 副センター長は、センター長の職務を補佐して、センター長が指示する課題の処理にあたる。
- 4 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合は、前任者の残任期間とする。
- 5 第1項に掲げる職のほか、センターに常勤又は非常勤の教職員を置くことができる。

(センター会議)

第4条 センターの運営に係る重要な事項について審議するため、センター会議（以下「センター会議」という。）を置く。

(審議事項)

第5条 センター会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教員養成の理念及び学修目標、履修計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 教職課程のカリキュラムの編成及び関係部局等との調整に関すること。
- (3) 教職課程の内部質保証の推進に関すること。
- (4) 教職課程のFD・SDに関すること。
- (5) その他教職課程の質向上に関すること。

(組織)

第6条 センター会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 教職課程を設置する学部及び研究科から選出された教員
- (4) 事務局教育企画部長
- (5) その他センター長が必要と認めた者

(任期)

第7条 前条第3号に掲げる委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第8条 センター会議に議長を置く。

- 2 議長は、センター長をもって充てる。
- 3 議長は、会務を総理し、センター会議を代表する。
- 4 議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、副センター長がその職務を代理する。

(会議)

第9条 センター会議は、議長が招集する。

- 2 センター会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 センター会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 センター会議の委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ議長の承認を得て、代理人を出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第10条 議長が必要と認めた場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和5年3月3日制定)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

社会学研究科会計専門職専攻規程第22号

社会学研究科会計専門職専攻教職課程委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会学研究科会計専門職専攻教職課程委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、社会学研究科会計専門職専攻の教職課程に関して、次の各号に掲げる事項を審議し、実施する。

- (1) 教員養成に係る目標、計画及び自己点検評価に関すること
- (2) 教職課程科目の編成に関すること
- (3) 学生の履修に関すること
- (4) 教員免許状の取得に関すること
- (5) 教職課程に係る学内外の組織との連携に関すること
- (6) その他教職課程の運営に関すること

(組織)

第3条 委員会は、社会学研究科会計専門職専攻会議の構成員のうちから社会学研究科会計専門職専攻長（以下「専攻長」という。）が指名する者3名程度をもって構成する。

(任期)

第4条 前条に規定する委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、専攻長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員会の意見を聴いた上で、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、神戸商科キャンパス経営部学務課において行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

兵庫県立大学姫路工学キャンパス教職課程担当学会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、兵庫県立大学姫路工学キャンパス教職課程担当学会議（以下「担当学会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 工学部教務委員会規程第2条および工学研究科教務委員会規程第2条の定める事項のうち、教職課程の運営に関する事項を審議することを目的とする。

(審議事項)

第3条 担当学会議は、次の事項を審議する。

- (1) 教員の養成及び当該目標を達成するための計画及び自己点検評価に関すること。
- (2) 教育課程の編成及び実施に関すること。
- (3) 教職課程履修学生の受け入れ及び指導に関すること。
- (4) 教職課程に関するキャリア支援に関すること。
- (5) 学修成果の把握及び評価に関すること。
- (6) 教職課程に関わる学内外の機関等との協議、調整、連絡に関すること。
- (7) その他教職課程運営において必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 担当学会議は、次に掲げる委員により構成する。

- (1) 教育の基礎的理解に関する科目等を担当する教員
- (2) 教職に関する工学部開講科目を担当する教員
- (3) 教職に関する工学研究科開講科目を担当する教員

(任期)

第5条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(座長)

第6条 担当学会議に座長を置く。

- 2 座長は、学部長が指名する。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する者が、その職務を代行する。

(会議)

第7条 担当学会議は、座長が招集する。

- 2 担当学会議は、座長が必要と認めるときに開くものとする。
- 3 担当学会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 4 議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。
- 5 審議の内容に利益相反が生じる委員は、退席するものとし、その数は構成委員から除く。
- 6 担当学会議は、必要と認めた場合、他の教職員を出席させ、意見を聴くことができる。

(各委員会への提議および報告)

第8条 担当者会議で審議又は議決を経た事項のうち、教務委員会及び学生生活委員会（以下「各委員会」という。）の議決を要する事項については、関係する各委員会に提議しなければならない。また、必要な事項については関係する各委員会にて報告するものとする。

（要綱の改正）

第9条 この要綱の改正は、各委員会の議決を要する。

附 則

この要綱は、令和4年9月21日から施行する。

兵庫県立大学播磨理学キャンパス教職課程担当者会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、兵庫県立大学播磨理学キャンパス教職課程担当者会議（以下「担当者会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 理学部教務委員会規程第2条のうち、教職課程の運営に関する事項を審議することを目的とする。

(審議事項)

第3条 担当者会議は、次の事項を審議する。

- (1) 教員の養成及び当該目標を達成するための計画及び自己点検評価に関すること。
- (2) 教育課程の編成及び実施に関すること。
- (3) 教職課程履修学生の受け入れ及び指導に関すること。
- (4) 教職課程に関するキャリア支援に関すること。
- (5) 学修成果の把握及び評価に関すること。
- (6) 教職課程に関わる学内外の機関等との協議、調整、連絡に関すること。
- (7) その他教職課程運営において必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 担当者会議は、次に掲げる委員により構成する。

- (1) 教務委員長
- (2) 数学に関する科目を担当する教員
- (3) 理科の各科目区分(物理、化学、生物学、地学)に関する科目を担当する教員

(任期)

第5条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(座長)

第6条 担当者会議に座長を置く。

- 2 座長は、学部長が指名する。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する者が、その職務を代行する。

(会議)

第7条 担当者会議は、座長が招集する。

- 2 担当者会議は、座長が必要と認めるときに開くものとする。
- 3 担当者会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 4 議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。
- 5 審議の内容に利益相反が生じる委員は、退席するものとし、その数は構成委員から除く。
- 6 担当者会議は、必要と認めた場合、他の教職員を出席させ、意見を聴くことができる。

(各委員会への提議および報告)

第8条 担当者会議で審議又は議決を経た事項のうち、教務委員会及びキャリアセンター運営委員会（以下「各委員会」という。）の議決を要する事項については、関係する各委員会に提議しなければならない。また、必要な事項については関係する各委員会にて報告するものとする。

（要綱の改正）

第9条 この要綱の改正は、各委員会の議決を要する。

附 則

この要綱は、令和4年9月21日から施行する。

兵庫県立大学姫路環境人間キャンパス教職課程担当者会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、兵庫県立大学姫路環境人間キャンパス教職課程担当者会議（以下「担当者会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 環境人間学部教務委員会規程第2条、キャリアデザイン・学生生活委員会規程第2条および環境人間学部共通教育担当者連絡会議規程第1条第2項に定める事項のうち、教職課程の運営に関する事項を審議することを目的とする。

(審議事項)

第3条 担当者会議は、次の事項を審議する。

- (1) 教員の養成及び当該目標を達成するための計画及び自己点検評価に関すること。
- (2) 教育課程の編成及び実施に関すること。
- (3) 教職課程履修学生の受け入れ及び指導に関すること。
- (4) 教職課程に関するキャリア支援に関すること。
- (5) 学修成果の把握及び評価に関すること。
- (6) 教職課程に関わる学内外の機関等との協議、調整、連絡に関すること。
- (7) その他教職課程運営において必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 担当者会議は、次に掲げる委員により構成する。

- (1) 教育の基礎的理解に関する科目等を担当する教員
- (2) 保健体育に関する科目を担当する教員
- (3) 栄養教諭に関する科目を担当する教員

(任期)

第5条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(座長)

第6条 担当者会議に座長を置く。

- 2 座長は、第4条第1号を事由として選出された委員より学部長が指名する。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する者が、その職務を代行する。

(会議)

第7条 担当者会議は、座長が招集する。

- 2 担当者会議は、座長が必要と認めるときに開くものとする。
- 3 担当者会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 4 議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。
- 5 審議の内容に利益相反が生じる委員は、退席するものとし、その数は構成委員から除く。
- 6 担当者会議は、必要と認めた場合、他の教職員を出席させ、意見を聴くことができる。

(各委員会への提議および報告)

第8条 担当国会議で審議又は議決を経た事項のうち、教務委員会及びキャリアデザイン・学生生活委員会（以下「各委員会」という。）の議決を要する事項については、関係する各委員会に提議しなければならない。また、必要な事項については関係する各委員会にて報告するものとする。

(要綱の改正)

第9条 この要綱の改正は、各委員会の議決を要する。

附 則

この要綱は、令和4年7月12日から施行する。

兵庫県立大学明石看護キャンパス教職課程運営小委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、兵庫県立大学明石看護キャンパス教職課程運営小委員会（以下「小委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 看護学部教務委員会規程第2条、学生生活委員会規程第2条および大学院看護学研究科委員会規程第4条に示された審議事項に係る、教職課程の運営に関する事項を審議することを目的とする。

(審議事項)

第3条 小委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 教員の養成及び当該目標を達成するための計画及び自己点検評価に関すること。
- (2) 教育課程の編成及び実施に関すること。
- (3) 教職課程履修学生の受け入れ及び指導に関すること。
- (4) 教職課程に関するキャリア支援に関すること。
- (5) 学修成果の把握及び評価に関すること。
- (6) 教職課程に関わる学内外の機関等との協議、調整、連絡に関すること。
- (7) その他教職課程運営において必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 小委員会は、次に掲げる委員より構成する。

- (1) 教育の基礎的理解に関する科目等を代表教員として担当する教員
 - (2) 養護に関する科目のうち、小児看護学に関する科目を担当する領域の代表教員1名
 - (3) 養護に関する科目のうち、地域看護学に関する科目を担当する領域の代表教員1名
 - (4) 専修免許が取得可能な専門領域に属する研究科委員会の委員 専門領域ごとに1名
- 2 委員選出事由の重複は妨げない。

(任期)

第5条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(座長)

第6条 小委員会に座長を置く。

- 2 座長は、第4条(1)を事由として選出された委員より互選によって定める。
- 3 座長に支障があるときは、あらかじめ座長が指名する者が、その職務を代行する。

(会議)

第7条 小委員会は、座長が招集する。

- 2 小委員会は、座長が必要と認めるときに開くものとする。
- 3 小委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 4 議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

5 審議の内容に利益相反が生じる委員は、退席するものとし、その数は構成委員から除く。

6 小委員会は、必要と認めた場合は、他の教職員を出席させ、意見を聞くことができる。

(各委員会への提議および報告)

第8条 小委員会で審議又は議決を経た事項のうち、教務委員会、学生生活・広報委員会及び大学院研究科委員会（以下「各委員会」という。）の議決を要する事項については、関係する各委員会に提議しなければならない。また、必要な事項については関係する各委員会にて報告するものとする。

(要綱の改正)

第9条 この要綱の改正は、各委員会の議決を要する。

附 則

この要綱は、令和4年7月20日から施行する。